

## 地域のための遊休スペース等活用支援事業

### 応募の要件

#### 申請者の要件

次の項目をすべて満たすグループを対象としています

- 1 札幌市内に住所を有する市民5人(いずれも18歳以上)であること  
※申請した5人は同一年度の本事業に別の提案をすることができません
- 2 不動産所有者等に対し、事前に提案内容と覚書に反した場合は不動産所有者等にも返還義務が課せられる旨を説明し、了承を得ること。
- 3 提案内容を実施するにあたり、連携予定の町内会等の地縁団体に了承を得ること。
- 4 申請グループが主体となって整備・改修し、その後の運用を行う意欲があること。  
※その後の運用とは施設等の管理やその場を活用した活動費用の負担等

#### 企画提案の要件

- 地域の課題を的確に捉え、課題を踏まえたまちづくり活動に寄与すること。
- 札幌市内にある地域の資源等を生かした取組であること。
- 市民等が主体となって実施できる範囲であること。
- 構造や場所の権利等、継続的な活用に支障がないこと。(3年以上)
- 公共性があること。
- 周辺に類似施設がないこと。ある場合はそのすみ分けを提示すること。
- 関係法令を遵守すること。

上述規定に関わらず、次のいずれかに該当するものは対象外となります。

- ・営利、宗教、政治又は選挙活動を目的とした整備等
- ・特定の個人・団体のみが利益を受ける整備等
- ・公序良俗に反する整備等
- ・国、地方公共団体又はそれらの外郭団体から資金的援助を受けている(受けようとしている)整備等

### 申請方法

**[申請期限]** 6月下旬 ※詳細が決まりましたら、札幌市役所ホームページにてお知らせします。

**[提出書類]** 提案申請書、企画提案書のほか、改修費の概算見積書など

**[提出方法]** 原則、札幌市市民文化局市民自治推進課までご持参ください

お問い合わせ先

札幌市市民文化局 市民自治推進課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目札幌市役所本庁舎13階南  
TEL.011-211-2964 FAX.011-218-5156  
Mail shimin-support@city.sapporo.jp

事業の詳細は  
こちらから ▶



さっぽろ市  
02-002-24-427  
R6-2-336

整備補助金  
300万円  
(最大)

地域のために、  
住む人のために、  
熱い想いを  
お待ちしております!

## 地域のための 遊休スペース等 活用支援事業

地域課題の解決のための活動に資する、  
空き家や遊休スペース等の  
整備・改修等を補助します!



# 地域のための遊休スペース等活用支援事業とは

## どんな事業？

### 想いを実現するための場づくりを支援します

地域の課題解決のための活動に必要な、空き家や遊休スペース等の整備・改修等を補助します

例えば

共働き世帯が増え、  
子どもが家で  
一人になりがちで心配だから

**地域食堂**  
をつくりたい!



高齢の方が増えてきているけど  
あまり外に出てないみたいだから

**交流できる場**  
をつくりたい!



マンションに住んでる  
子育て世代が  
一人で困ってないか心配だから

**子育てサロン**  
をつくりたい!



### 想いの実現に向けて、こんな改修事例があります!

誰でも利用できるように段差の解消や  
手すりの設置などによる**バリアフリー化**

子どもたちが走っても安全なように  
**滑りにくい床材に変更**

衛生面に配慮して  
**手洗い場を設置**

みんなで一緒に料理することが  
できるように**大きなキッチンに変更**

施設をより効果的に活用できるように  
**壁を撤去して動線を確保**

子どもたちの居場所づくりとして  
**キッズスペースを造作**

など

## 支援の内容は？

### 整備補助金のほか、各種支援があります

1  
年目

#### まちづくりコンサルティング支援

活動するうえで必要な運営体制や  
事業計画などを専門家からアドバイスします

#### 設計支援

改修工事に必要な設計図や  
見積書の作成のため、設計士を派遣します

2  
年目

#### 整備・改修の補助

各種審査を通過したグループには、整備・改修費を最大300万円補助します(補助率10/10)

## 対象者は？

### 5人グループでお申し込みください

札幌市内在住の18歳以上の方で構成する5人グループであれば、お申し込みいただけます。

是非、同じ想いをもった方々と一緒にご検討ください。

※詳細は、裏面「申請者の要件」をご確認ください。



## 何が必要？

### 活動拠点をご用意ください

活動拠点となる空き家や遊休スペースは申請グループにて事前にご準備いただきます(札幌市からの紹介はしていません)。その他、申請に必要な書類については、札幌市役所ホームページをご確認いただくか、裏面のお問い合わせ先までご連絡ください。

※市民集會施設は補助対象外となります。

## 事前相談は随時受け付けています!

過去の採択事例から  
改修内容についてアドバイスします

申請書類の作成について  
アドバイスします

必要に応じて  
過去の採択団体を紹介します

事前説明会を  
実施しています

札幌市では「地域のための遊休スペース等活用支援事業」の内容や申請手続き、過去に採択された事例を紹介する事前説明会を行っています。詳細な日時が決まりましたら、札幌市役所ホームページでお知らせしますので、ご確認ください。

事業の詳細は  
こちらから



## スケジュール

※事業完結年度によりスケジュールに変更がございますので、詳細は札幌市役所ホームページをご確認いただくか、お問い合わせ先までご連絡ください。

